

令和元年検第100号

起 訴 状

令和元年 8月 20日

甲南地方裁判所 殿

甲南地方検察庁

検察官検事 甲 北 孝 ㊟

下記被告事件につき公訴を提起する。

記



本籍 兵庫県明石市大明石町一丁目1番

住居 兵庫県明石市大明石町一丁目1番23 マンション甲南101号

職業 会社員

勾 留 中

甲 南 雅 子

昭 和 年 月 日 生

公 訴 事 実

被告人は、令和元年7月30日午後11時ころ、神戸市中央区布引町所在のJR西日本、三ノ宮駅に大阪方面から向かう普通電車の最後尾7号車両の車内において、座席に座っていた甲西太郎（当30年）の横に座った上、同人が酔いのため寝ているのを奇貨としてズボン後ろポケットに入れていた1万円札10枚等の入った三井住友銀行の無地の紙封筒（時価約45円）を抜き取るかまたはシートに落ちていたところを拾って窃取し、折から三ノ宮駅に到着した普通電車から降りて逃走しようとしたところ、甲西太郎に犯行を発見されて追跡され、同電車の最後尾から同駅プラットフォームを東方向に15メートルの地点で追いつかれて、同人より左手を捕まれるや、逮捕を免れるため、同人に対し両手でその胸部を突き飛ばし、プラットフォームに転倒させる暴行を加え、よって、同人に対し両手掌にそれぞれ加療約10日を要する擦過傷を負わせたものである。

罪 名 及 び 罰 条

事後強盗致傷

刑法第238条、第240条